

自転車の安全で適正な利用の 促進に関する施策について

令和元年10月25日

課題 1

自転車の悪質な運転の抑制

I 自転車安全適正利用促進事業

(意見等を踏まえて想定される事業)

- ・チラシ等紙媒体及びテレビ等映像媒体による啓発
- ・自転車交通ルールブック・映像啓発ソフト作成
- ・実践的な自転車交通安全教室の実施
- ・学校等における指導促進事業の実施
- ・イベントによる啓発
- ・自動車運転者向けチラシ作成

課題 2

保険加入促進に係る信頼性の高い効果検証の実施

II 自転車損害賠償責任保険

加入促進事業

(意見等を踏まえて想定される事業)

- ・自転車保険効果検証アンケートの実施
- ・民間企業と連携した啓発

III 条例普及啓発事業

(意見等を踏まえて想定される事業)

- ・条例普及推進員の訪問による直接的な啓発
- ・優良事業者認証制度の実施
- ・ロゴマーク作成による効果的な啓発

自転車
事故の
減少

保険加入
による
被害者
救済

誰もが安全に安心して自転車を利用できる地域社会の実現

I 自転車安全適正利用促進事業

チラシ等紙媒体及びテレビ等映像媒体による啓発

- ・県民向け・事業所向け・外国人向け(英語、中国語(簡体字・繁体字)、タイ語)チラシによる啓発
- ・県民向け・外国人向け(英語)ポスターによる啓発
- ・新聞広告、テレビ・ラジオCMによる啓発

(検討会議での意見)

- ① 自転車に乗ることは、車両の運転者としての責任を負うことを認識しなければならない
- ② 高額賠償事例を知らないことが問題、自分が加害者になると思っている人がいない
- ③ 保険の補償内容によっては三輪車は対象外だったり、道路上での事故に限定される商品もあるので注意が必要
- ④ 保険は種類が多くわかりづらい。火災保険や車両保険の特約という形で入ると安価で入れる
- ⑤ レンタサイクル利用の外国人が増え、今後交通ルールがわからない外国人の事故が懸念される
- ⑥ 報道が活発になったことで免許返納が増加したことから、報道に力を入れることは必要

(事業内容)

- ① 「自転車は車の仲間」「自転車利用は運転者の責任を持って」など車両運転者としての自覚を促す
- ② ルールの啓発だけでなく、高額賠償命令を記載するなど、自分の身に起こりうるリスクを伝える
- ③ 補償内容や補償期限が十分であるか確認を促す
- ④ 事故の損害賠償を保障できる保険には、自動車保険や火災保険の特約で安価な商品もあることをわかりやすく周知
- ⑤ 外国人向けに、英語・中国語(簡体字・繁体字)・タイ語のチラシを作成
(県内外国人宿泊客数(H30)中国41.6%、台湾15.7%、タイ9.8%、香港6.3%)
- ⑥ 条例制定後、集中的に新聞広告やテレビCMなどメディアを活用した啓発を実施

自転車交通ルールブック、映像啓発ソフト作成

- ・学校や事業所等における教育への活用。映像啓発ソフトはDVDにして学校や事業所等へ配布

(検討会議での意見)

- ① ブックやチラシの活用は現実的には難しく、配布しても捨てられたり、ダウンロードしてもらえないことが多い
- ② 自転車は左側通行が原則ということはわかっているにもかかわらず左側通行か説明が必要
- ③ ブックやチラシはできる限り多くの方に反復して啓発できるものがよい
- ④ 自分のこととしてリアルに考えられることが重要
- ⑤ 自転車の指導は、小さい時から家庭で親が教えるべきであることをアピールする必要がある
- ⑥ 啓発映像は、例えばアニメーションなどで環境映像的に流せて、圧迫感を与えずにメッセージが伝わるものがよい

(事業内容)

- ① 配布対象を絞り、自転車を利用し始める小学校4年生、通学利用を始める中学1年生・高校1年生、自転車利用事業所における教育用、自転車購入者(小売業者が配布)、外国人用(貸付事業者が配布)とする
- ② 単にルールを伝えるだけでなく、なぜそのルールになっているかを伝える
- ③ 「ルールブック」などの名称ではなく、キャッチーな名称とし、手に取ってもらえるよう工夫する
- ④ ルールの啓発だけでなく、高額賠償命令を記載するなど、自分の身に起こりうるリスクを伝える
- ⑤ 親の教育が重要であることを伝える
- ⑥ 啓発映像は、映像技術や広報に関する専門家の意見を取り入れ、伝わる内容とする

実践的な自転車交通安全教室の実施（幼児向け乗り方教室、シミュレーターを活用した安全教室）

<幼児向け乗り方教室>

・県内大型商業施設等において、幼児や小学校低学年向けに乗り方・ルール習得の教室を実施

（検討会議での意見）

- ① 小学校未満の幼児は一般道路で練習させるには危険
- ② ペダルやブレーキのないランニングバイクに慣れた子は、どこでも突っ込んで危険
- ③ 幼児と保護者に同時にルールを伝える機会が必要

（事業内容）

- ① 年8回×10人、商業施設の駐車場等を活用した幼児向けの乗り方教室を実施
- ② ペダルやブレーキが備わった自転車で学習する
- ③ 乗り方教室では保護者へも啓発を実施。また、市町村等の育児教室など、保護者が集まる機会をとらえ啓発を実施

<シミュレーターを活用した安全教室>

・多くの人が集まる機会をとらえ、自転車シミュレーターを活用した安全教室を実施

（検討会議での意見）

- ① 同じ事故でも、高齢者は命に関わったり、重症になることが多い

（事業内容）

- ① 高齢者が集まる機会をとらえ、重症になりやすい高齢者のリスクを示した交通安全教室を実施

学校等における指導促進事業の実施（指導マニュアル作成、指導技術向上研修会）

<指導マニュアル作成>

・学校等（幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校、特別支援学校、大学、専修学校）の幼児・児童・生徒・学生の指導に活用

<指導技術向上研修会>

・指導技術向上研修会は、交通ルール、自転車損害賠償責任保険、点検技術等を研修
（対象者）学校等の指導者、市町村の交通指導員、企業等で安全管理を担当する者
（講師）自転車軽自動車商協同組合の組合員、損害保険関係者、警察職員

（検討会議での意見）

- ① 幼稚園、保育園、小学校などの職員・教員がルールを伝えやすくするマニュアルがあればよい
- ② ヨーロッパでは、小学校で自転車の教育を受けるので、ルールが肌に染みついている
- ③ 周りに声を出すなどコミュニケーションをとって、周りを意識する教育が事故を減らす上で必要
- ④ 保険は任意で入るのが一番よいけど、学校でも指導していかなければならない

（事業内容）

- ①② 指導マニュアルは、細かい内容になりすぎないように、A4サイズ8ページ程度の最低限伝えるべき内容とし、イラストなどを交え、学校等の負担がかからず、継続的に指導できる内容とする
- ③④ ルールだけでなく、コミュニケーションや周りを意識することの大切さ、保険加入促進に関することも盛り込む

イベントによる啓発

・あらゆる世代への安全利用等の啓発を行うため、県内大型商業施設等におけるイベントを実施

(検討会議での意見)

- ① 保険加入をすすめても、購入者自身が加入したいとならなければ進まない
- ② メディアなどとタイアップするなどわかりやすい広報が必要

(事業内容)

- ① 自転車事故に伴うリスクを伝えるとともに、保険の相談コーナーを設けるなど、保険加入が促進されるイベントとする
- ② 単なる啓発でなく、メディアとタイアップして多くの人に関心を持ってもらう内容とする

自動車運転者向けチラシ作成

・自動車運転者に自転車への配慮を啓発するため、新規免許取得者や免許更新時に教習所等で活用するチラシを作成

(検討会議での意見)

- ① 自転車が関与する事故は、自転車同士や自転車対歩行者よりも、自転車と車の事故が多い

(事業内容)

- ① 運転時における自転車への注意点とともに、自転車利用者を尊重した走行を心がけるよう伝える内容とする

Ⅱ 自転車損害賠償責任保険加入促進事業

自転車保険効果検証アンケートの実施

- ・自転車保険加入の実態を把握し、条例の効果検証、今後の対策に活用

(検討会議での意見)

- ① 保険のことを知らない人や関心のない人にどう啓蒙していくか

(事業内容)

- ① 保険の認知度、保険への加入率を把握し今後の普及対策に活用できるアンケートとする
 - ・県内大型商業施設等での県民向け街頭アンケート、学校(小中高)・事業者・貸付事業者・小売業者への調査

民間企業と連携した啓発

- ・損害保険会社、金融機関、商業施設、自転車関係事業者、メディア等と連携した各種啓発を実施

(検討会議での意見)

- ① 保険の種類が多くわかりにくいので、メディアなどと連動しながら、わかりやすく選択できる広報が必要

(事業内容)

- ① 安全利用の啓発や保険加入の促進において、民間のノウハウを十分に活用できる連携とする
(連携例)・条例周知に保険会社のチラシを活用
 - ・民間企業と連携した啓発イベントの実施
 - ・金融機関や商業施設における啓発など
 - ・自転車保険に関する相談窓口の開設
 - ・自転車交通安全教室への講師招聘

Ⅲ 条例普及啓発事業

条例普及推進員の訪問による直接的啓発

・義務履行の実効性を確保するため、小売業者、貸付事業者、自転車利用事業所、学校等へ直接訪問による普及啓発を行う

(検討会議での意見)

- ① 販売割合が20%のところしか自転車安全整備士の資格をもっていないため、TSマーク保険の加入が伸びない
- ② 自転車を子どもに買い与えるのは親なので、自転車を売る側がやるべきことはすごく多い
- ③ 保険の加入促進は小売業者が購入者に対して啓発することが出発
- ④ 小売店に対して、保険業法に触れない啓発方法をマニュアルで示せばよい

(事業内容)

- ①～③ 小売業者、貸付事業者等に対し、条例における義務の履行を直接働きかけ、条例の実効性の確保を図る
- ④ 小売業者に対しては、保険業法に抵触しない情報提供方法を示したマニュアルを示しながら周知を図る

優良事業所認証制度の実施

・義務履行の実効性を確保するため、小売業者と貸付事業者に対し、一定の基準を満たす優良事業者を県が認証

(検討会議での意見)

① 保険に加入していないレンタサイクル店の加入促進をどう進めるか実効性の確保が課題

(事業内容)

① 認証制度が十分活用されるよう、事業者に直接働きかけを行い申請してもらうなど、制度の周知に努める
また、県民に広く認証制度が認知されるよう、自転車観光に関するホームページへリンクを張るなど、周知に努める

ロゴマーク作成による効果的な啓発

・ホームページや啓発チラシ等に掲載する自転車安全利用や条例普及啓発のロゴマークを作成

(検討会議での意見)

① 安全教育キャラクターを使うことでわかりやすく伝えることができる

(事業内容)

① キャラクターを活用するなど幅広い世代に伝わりやすいデザインとする

自転車安全適正利用対策事業 施策案体系図

想定される事業内容		自転車利用者					小売業者 (購入者)	学校 (児童・生徒等)	事業者 (一般従業員)
		一般	保護者	自転車利用者	自転車貸付事業者	外国人			
I 自転車安全適正利用促進事業	1 チラシ等紙媒体、テレビ等情報媒体による啓発	○	○	○	○	○	○	○	
	2 自転車交通ルールブック・映像啓発ソフト作成	○	○	○	○		○		
	3 実践的な自転車交通安全教室の実施		○					○	
	4 学校等における指導促進事業の実施		○	○				○	
	5 イベントによる啓発	○	○						
	(自動車運転者向けチラシ作成)								
II 自転車損害賠償責任保険加入促進事業	1 自転車保険効果検証アンケートの実施	○	○	○	○	○	○	○	
	2 民間企業と連携した啓発	○	○	○	○		○	○	
	3 【再掲】上記Ⅰ自転車安全適正利用促進事業を実施する中で、保険加入促進を実施	○	○	○	○	○	○	○	
III 条例普及啓発事業	1 条例普及推進員の訪問による直接的啓発			○	○		○	○	
	2 優良事業所認証制度の実施				○		○		
	3 ロゴマーク作成による効果的な啓発	○	○	○	○	○	○	○	
	3 【再掲】上記Ⅰ自転車安全適正利用促進事業、Ⅱ自転車損害賠償責任保険加入促進事業を実施する中で、条例の普及啓発を実施	○	○	○	○	○	○	○	